

## 2 燃えるごみ [週2回]

※「燃えるごみ」の日に出してください。※市が収集可能なものに限ります。

### ⑪ 燃えるごみ

例) ★水気をよく切ってください。



●再生できない紙

●生ごみ・貝殻 (防水紙、感熱紙、汚れた紙、ティッシュなど)

★汚物はトイレに流してください。



●落ち葉



●綿や羽毛の入った製品



●皮革製品など

#### 出し方

燃えるごみ収集袋に入る大きさのものは、必ず燃えるごみ収集袋に入れて出してください。



ごみの大きさが収集袋に納まらず、口をしばつて閉じることができない場合、さらに上から収集袋を被せて出すことはできません。

#### 【燃えるごみ収集袋: 黄色】

取扱店(※)で購入してください。

10L (10袋1組) 100円

20L (10袋1組) 150円

45L (10袋1組) 300円

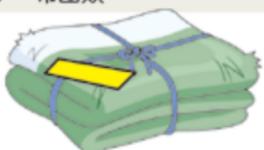


燃えるごみ収集袋に入らず、1m×50cm×50cm以内の大きさのものは、1つにつき1枚、燃えるごみ処理券を見やすいところに貼って出してください。

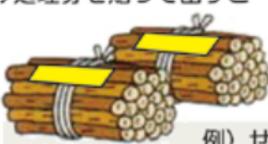


収集袋以外の透明な袋や紙袋、ダンボールなどにごみを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

例) 布団類



・1m×1m以内にたたんでひもでしばり、燃えるごみ処理券を貼ってください。



例) せん定枝

- ・1m以内の長さに切り、片手で持てるくらい(直径30cm程度)にひもで束ねてください。
- ・1本の太さは5cmまで。1束につき1枚、燃えるごみ処理券を貼ってください。
- ・1回に出せるのは10束まで。(5束を超える場合は、清掃事務所に事前連絡が必要)10束を超える場合は、市清掃工場に自己搬入または水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者(P.12)に処理を依頼してください。

#### ※水戸市ごみ収集袋等取扱店

水戸市指定の収集袋・処理券を販売しているお店です。

右のQRコードから市ホームページをご覧いただき、ごみ減量課までお問合せください。



#### 燃えるごみとして収集できないものの例

##### 資源化できる紙



- 新聞紙 ○ダンボール  
○広告チラシや封筒 ○牛乳パックなど

##### プラスチック製容器包装



- お菓子の袋 ○お弁当の容器など

##### 分離できない複数の素材でできいて、金属の割合が多いもの



- 金属部分が多いハンガー ○金属部分が多いおもちゃなど

【資源物 A】へ

【プラスチック製容器包装】へ

【燃えないごみ】へ